

3月号（486号）

1 東京都は、新宿駅西口から新宿副都心へ通じる地下道（以下「本件通路」という）に水平エスカレーター（以下「動く歩道」という）を設置することとし、本件通路において段ボールを用いた簡易な小屋（以下「段ボール小屋」という）の中で起居する路上生活者約 200 名に対し、12 月 15 日から翌年 1 月 13 日までの間、3 回にわたって周知活動を行い、自主的退去を促すとともに、彼／彼女らを保護するため、臨時保護施設を開設して食事や衣服を提供し、健康診断を行うとともに、自立支援策として就労のあっせん等を行うことにした。

2 東京都は、同月 24 日午前 6 時から動く歩道の設置に伴う環境整備工事（以下「本件工事」という）を実施することとし、過去の周知活動の際の状況から本件工事の妨害が予想されたため、民間警備会社の警備員および警察官の派遣を依頼した。本件工事は、〔1〕路上生活者が自主的に退去した後に残された段ボールやごみ等を撤去する作業、〔2〕工事区域内に歩行者が入らないようバリケードやカラーコーンを設置する作業、〔3〕床のタイル舗装を撤去する作業から成り、それぞれ民間業者に請け負わせるものであった。

3 甲は、本件工事を実力で阻止するため、同日午前 2 時ころから、多数の路上生活者に指示して、本件通路の都庁側出入口に強化セメント製植木ボックス、ベニヤ板等でバリケードを構築し、その内側で約 100 名の者とともに座り込むなどして都職員らの同工事区域内への進入を阻止した。同日午前 6 時 30 分ころ都職員が本件工事に着手する旨宣言し、都職員から指示された警備員がバリケードを撤去しようとしたところ、甲らは、都職員らに対し、「帰れ、帰れ」とシュプレヒコールを繰り返して怒号するなどして座込みを続けた。

4 警察官は再三警告を発していたが、同日午前 7 時 34 分ころから、座込みを続ける者らを公務執行妨害罪や道交法違反などで現行犯逮捕して近隣の公園まで連行するなどして、同日午前 8 時 10 分ころまでに排除した。

5 都職員は、同日午前 8 時 20 分ころ本件工事に着手し、臨時保護施設への入所受付を行うとともに、座込みに参加せずに段ボール小屋にいた路上生活者数名に自主的な退去を促したところ、これらの者は自ら本件通路から退去した。

2月号（485号）

1 生活保護を受給しているXは、甲との間で、同人所有のアパートに入居する旨の賃貸借契約を締結し、甲から渡された「金銭管理契約書」と題する書面に署名した。同契約書には、同契約が賃料等の支払を確実にすること等を目的とすること、生活保護受給票、身分証明書、金融機関の通帳および通帳印、キャッシュカード等を甲に預託すること、公共料金の支払、保護費代理受領、金銭管理に係る市、区、金融機関等に対する手続等の一切を甲に委任すること等が記されていた。

2 甲は、上記契約に基づきXの生活保護費を管理するため、P農業協同組合W支店においてX名義の口座を開設すべく、X名義の口座開設申込書および印鑑届（以下、両者を併せて「本件文書」という）をそれぞれ作成したうえで、Xから預かっていた生活保護受給票とともにW支店のZに提出して、XになりすましてX名義の口座開設およびそれに伴う普通貯金口座通帳およびキャッシュカードの交付を申し込み、ZからX名義の普通貯金口座通帳1通およびキャッシュカード1枚の交付を受けた。Pは、新規の顧客から口座開設の申出があった場合、口座開設申込書、印鑑届等必要書類のほか、法令に基づき本人確認書類の提出を求め、顧客の本人特定事項を確認し、所要の決裁を経て、口座を開設し、顧客に通帳を交付する。

3 Xは、甲に言われるまま、福祉事務所長宛ての「保護費口座振込依頼書」に、上記2の方法で甲が入手したX名義の通帳の貯金口座を記入し、その氏名欄に署名したうえで、福祉事務所に提出した。甲は、当該X名義の口座に生活保護費が振り込まれると、上記2の方法で入手したX名義のキャッシュカードを使用して全額引き出し、アパートの賃料や公共料金等を差し引いたうえで、Xに渡していた。

1月号（484号）

1 甲男は、自宅近くのコインランドリー「P」をよく利用していたが、同店で時々見かけるX女に対して好意を抱くようになった。甲の見たところ、同女は自動車でPにやってきて、洗濯を開始した後再び自動車に乗ってどこかに行き、洗濯が終了する予定の時刻頃に戻ってきて、洗濯物を持ち帰っているようであった。

2 某日午前11時頃、甲がPの店舗内で洗濯が終わるのを待っていたところ、Xがやってきて、いつものように、洗濯を開始した後自動車に乗って去って行った。甲は今日こそはXに声をかけようと考え、Xが戻ってくるのをPの店舗内で待っていたが、Xは洗濯終了時刻になっても戻ってこなかった。そこで、甲は、他に客がいなかったことから、洗濯が終了してロックが外れた洗濯機の中にあるXの洗濯物の中から下着類を数点取り出し、自宅に持ち帰った。

他方Xは、洗濯が終了するまでの間、Pから車で7～8分程のところにあるスーパー「Q」で買い物をしてからPに戻り、洗濯物を持ち帰るのを常としていたが、同日は、Qで偶然旧友と再会して話が弾み、Pに戻るのが遅くなってしまったのであった。

3 なお、Pは24時間営業で、駐車場に1台、店舗内に2台防犯カメラが設置されていたが、Pを経営するAは、一日に一度、大抵夕方に、店舗の清掃や備品の補充、金銭の回収のためにやってくるだけで、その余の時間は無人であった。

12月号（483号）

1 甲は、某日午後2時20分頃、A党葛飾区議団だより等のビラ（以下「本件ビラ」という）を、同区内にあるマンション（以下「本件マンション」という）の各住戸のドアポストに投函するため、エレベーターに乗って7階に上がり、各住戸のドアポストに本件ビラを投函しながら、外階段を使って順次階を下り3階に至ったところで、住民に声をかけられて本件ビラの投函を中止し、直ちに本件マンションから退去した。

2 本件マンションは、地上7階、地下1階建ての鉄筋コンクリート造りの分譲マンションであり、1階部分は店舗・事務所として、2階以上は40戸の住宅として分譲されている。1階の店舗・事務所部分への出入口と2階以上の住居部分への出入口とは完全に区分されており、住居部分へのアクセスは、1階にある両開きドア（無施錠）から入ると掲示板と集合郵便受けが設置された玄関ホールとなっており、その奥にあるドア（無施錠）を開けて進むと、2階以上に上がることができるエレベーターおよび階段がある。さらに2階から7階までは、外階段が2カ所設置されている。

3 本件マンションの管理組合理事会では、葛飾区の広報紙である「広報かつしか」を除きビラやパンフレット等を投函する目的で本件マンションの内部に立ち入ることを一切禁止することを取り決め、管理人にもその旨伝えており、管理人においてセールスマンやチラシ等を配ろうとしている者を見つけた場合には、本件マンションでは物品販売やチラシ等の投函は禁じられている旨を告げ、追い返していた。もっとも、管理人が不在の時間帯も多く、甲が立ち入ったときも不在であった。

4 玄関ホールの掲示板には、そこに立ち入った者の目に必ず入る目立つ位置に、「チラシ・パンフレット等広告の投函は固く禁じます。」と書かれた管理組合名義のはり紙等が貼付されていた。また集合郵便受けの中にも「青少年に有害なビラ・チラシお断り！！」と記載されたテープが貼られているものがあつた。

11 月号（482 号）

1 甲は飲食店「P」を経営しており、その接客婦として雇った X らを自宅に住ませ、その生活を厳しく管理していた。某日、X は、甲による過度の干渉に嫌気がさし、甲方から逃げ出した。甲は戻るよう説得したが X は頑として聞き入れなかった。

2 そこで甲は、X の意思に反してでも同人を連れ戻そうと考え、X に対し、A 病院に入院中の同人の母の許までゆくにすぎないように話をしてその旨誤信させたうえ、あらかじめ甲宅まで直行するように言い含めて雇った B の運転するタクシーに乗りこませ、甲もその隣に乗り込み B に発車を命じた。

3 その後、X らの乗ったタクシーが、A 病院に行くには左折する必要がある Q 交差点で左折することなく、甲宅のある H 市方面に向かい始めたため、X は甲の真意に気づき B に停車を求めた。これに対し、甲がそのまま甲宅に直行するよう要求したため、措置に迷った B が車の速度を時速約 20km に減速したところ、Q 交差点から約 150m 離れた W 派出所付近で X は車外に逃げ出した。

10月号（481号）

1 甲は、輸入禁制品である大麻（関税 109 条 1 項・69 条の 11 第 1 項 1 号）を密輸入しようとして、フィリピン共和国マニラ市内から、大麻約 5kg を隠匿した航空貨物（以下「本件貨物」という）を、自己が経営する東京都内の居酒屋宛てに発送した。

2 7月21日、本件貨物が成田国際空港に到着した後、情を知らない通関業者 Q が輸入申告をし、同月 24 日税関検査が行われ、その結果大麻の隠匿が判明したことから、成田税関支署、千葉県警察本部生活安全部保安課および成田国際空港警察署の協議により、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（いわゆる「麻薬特例法」）4 条等に基づいて、コントロールド・デリバリー（以下「CD」と略す）が実施されることとなった。同月 27 日午前税関長の輸入許可がなされ、その後、配送業者 W が、捜査当局から本件貨物に大麻が隠匿されていることを知らされ、CD による捜査への協力要請を受けてこれを承諾し、捜査当局の監視下において本件貨物を保税地域から引き取ったうえ、捜査当局との間で配達の日時を打ち合わせ、甲が本件貨物を受領すれば直ちに逮捕する態勢が整った後、本件貨物を甲に配達した。

3 関税法 2 条 1 号によれば、同法にいう「輸入」とは、「外国から本邦に到着した貨物……又は輸出の許可を受けた貨物を本邦に（保税地域を経由するものについては、保税地域を経て本邦に）引き取ること」をいい、同法違反の禁制品輸入罪は、本件のように宅送の方法による場合、犯人の委託を受けた業者が保税地域から貨物を引き取った時点（いわゆる「通関線の突破」）で既遂に達する（平野龍一ほか編『注解特別刑法補巻(3)』（青林書院、1996 年）21 頁 [植村立郎]）。

9月号（480号）

1 暴力団組長であった甲（身長180cm）は、破産したO建設の経営者Xを追及して隠し資産の所在を聞き出し、同社に対する債権を回収しようと企て、同様の意図を有するA（身長162cm）と共謀のうえ、Xを自動車に連れ込み、各所を連れ回しながら（第1現場～第4現場）、こもこも暴行・脅迫を加えて隠し資産の所在を追及したが、Xは明らかにしなかった。その態度にいらだったAが、第4現場において、Xを殺害すると言い出した。

2 甲は、Xを殺害すれば債権回収の目的が達成されないばかりか、殺人の前科を有する自分が不利益な立場に立たされるおそれがあることから、AにX殺害を思い止まらせ、もしX殺害の挙に出るときはそれを制止する意図のもとに、Aと行動を共にし、実際、第4現場出発後、Aが2度にわたって甲の隙を突いてXの頭部をつるはしの金具部分で殴打した際、甲はそれを制止する行動に出た。その後、甲は、第5現場において、Aから、Xを山林内に連れ込んで脅すので協力してほしいと求められてこれを了承し、共同して、Xを山林内へ運び込んだ。その直後、甲は、Aから、Xを脅すための道具（スコップとつるはし）を車から取ってくるよう依頼された。甲がその依頼に従いAらのそばを離れていた約10分間に、AはXの頸部を布製ベルトで絞めて窒息死させた。

3 なお、甲は、Xを山林内に連れ込んだ頃には、本件一連の犯行の発覚を防ぐ必要があり、そのためにはAがXを殺害することがあっても、自分と直接共同してではなく、あるいは自分の目で行うのでなければ、これを放置するのいやむをえないとの考えに至っていた。そこで、前記Aの依頼を奇貨とし、自己の不在中にAがXを殺害することを予測、認容しながらそのそばを離れ、約10分間車のそばで時を空費したのであった。

4 Xは、山林内に運び込まれた時点で既に重傷を負い抵抗の気力を失っており、AがXを殺害することは容易であった反面、甲が同席して殺害を阻止する構えを崩さない限り、体格において劣るAがX殺害の挙に出ることはまず考えられず、仮にAがX殺害を図ったとしても、甲はそれを容易に阻止しえた。

8月号（479号）

1 「P」は高齢者を対象に詐欺を繰り返しているグループであり、甲はそのリーダー格である。詐欺の手口は大方以下のとおりである。甲が声をかけて集めた乙1～乙7の7名が、甲所有のマンションの1室を拠点として、甲が準備した携帯電話、高齢者の名簿、詐取金の送付先住所などを用いて、不特定多数の高齢者に電話をかけて騙し、指定の住所、宛名に現金を送付させ、送付完了を確認後、甲がその受領をバイク便を営む業者に依頼し、業者は受領完了後に甲に電話をして、その際同人が指定する場所で荷物を引き渡す。受領を依頼する業者は、その都度甲が、4～5社の中から選定している。詐取金は、必要経費を差し引いたうえで、Pのメンバーにほぼ均等に配分されている。

2 丙は、東京都N区で「Q」の屋号で便利屋を営み、丁ほか3名を雇用し、電話等で依頼を受け、指示された場所で荷物を受け取り、指示された場所へ運ぶいわゆるバイク便の業務を行っている。丙は、某日、甲からバイク便の仕事の依頼を料金4万円で受けた。その依頼内容は、東京都E区内の「w」に配達される荷物を、その名宛人「O」になりすまして受け取り指定場所に運ぶというものであり、wが空室であり、室外のメーターボックス内に部屋の鍵を入れたキーボックスがあること、およびその暗証番号等も伝えられた。実際に荷物の受領、運搬を行ったのは、丙の指示を受けた丁である。

3 甲がQに依頼したのは今回が7回目であるが、丁が担当するのは初めてのことであった。

4 丙も丁も、マンションの空室において他人になりすまして荷物を受け取るという依頼内容の不自然さと高額な報酬などから、犯罪がらみの物品ではないかと思っていたと供述している。

甲、丙、丁の罪責を論じなさい。

7月号（478号）

1 甲は、夫 X を事故死に見せかけて殺害し生命保険金を詐取しようと考え、乙に殺害の実行を依頼した。乙は報酬欲しさからこれを引き受けた。乙は丙に事情を話して協力を求め、丙もまた報酬欲しさからこれを了承した。

2 乙および丙は、両者の乗った自動車（以下「犯人車」という）を X の運転する自動車（以下「X 車」という）に衝突させ、示談交渉を装って X を犯人車に誘い込み、クロロホルムを使って X を失神させたうえ、X 車ごと海中に転落させて溺死させる計画を立てた。

3 8月18日夜、乙は、甲から、X が自宅を出たとの連絡を受け、丙と共に、助手席側ドアを内側から開けることのできないように改造した犯人車にクロロホルム等を積んで出発し、I 市内の路上において、犯人車を X 車に追突させたうえ、示談交渉を装って X を犯人車の助手席に誘い入れた。同日午後 9 時 30 分ころ、丙が多量のクロロホルムを染み込ませたあるタオルを X の背後からその鼻口部に押し当て、乙もその腕を押さえるなどして、クロロホルムの吸引を続けさせて X を昏倒させた（以下、これを「第 1 行為」という）。その後、乙および丙は、X および X 車を約 2km 離れた I 工業港まで運び（走行時間は数分）、ぐったりとして動かない同人を X 車の運転席に運び入れたうえ、同車を岸壁から海中に転落させて沈めた（以下、転落させる行為を「第 2 行為」という）。

4 X の死因は、溺水に基づく窒息であるか、そうでなければ、クロロホルム摂取に基づく呼吸停止、心停止、窒息、ショックまたは肺機能不全であるが、いずれであるかは特定できず、X は、第 2 行為の前の時点で、第 1 行為により死亡していた可能性がある。

5 乙および丙は、第 1 行為によって X が死亡する可能性があるとの認識を有していなかったが、客観的には、第 1 行為は人を死に至らしめる危険性の相当高い行為であった。

乙および丙の罪責を論じなさい。

6月号（477号）

1 甲は、午前8時ころ、JR秋葉原駅の5番線ホームから3・4番線ホームへと通じる階段の左側部分を下りの表示に従って下りていたところ、同部分を逆行してきたXと衝突した。

2 甲は、Xが謝罪しないで立ち去ろうとしたことから、階段を駆け上がって行く同人に踊り場で追いつき、左手でXの右上腕を強くつかんだうえ、「ちょっと待て、謝れ。」などと言って謝罪を求め、Xがこれに応じないとみるや、「駅長室に行こう。」などと言って同行を求めた。

3 Xは、急に腕を強くつかまれたことに対する反発心に加え、出勤途上で先を急いでいたことや、この程度のことで駅長室へ行く必要はないと感じたことから、同行を拒み、「放せ、放せ。」などと言いながら、力を込めて右腕を前後に振り、被告人の手を振りほどこうとした。しかし、甲は、あくまでもXを駅長室へ連行しようとして、同人の右上腕をつかんでいた左手に更に力を加えて引っ張るなどし、放そうとしなかった。

4 Xは、甲がどうしても手を放さないのので、これを振りほどくため、平手で甲の左右顔面を押すように数回たたいたが、その際、甲の眼鏡が飛び、同人は全治5日間程度を要する顔面打撲の傷害を負った。

5 これに対し、甲は、Xが着用していたポロシャツの右袖口付近をつかんで引っ張り、このため同人はその場に転倒し、その際、ポロシャツの襟の後ろ付け根部分が長さ約8cmにわたって破れた。

5月号（476号）

1 甲は、午後10時頃、帰宅途中の路上で突然乙からナイフ（刃渡り14cm）を突きつけられ金員を要求された。甲は身を守るために、ナイフを持っている乙の手をカバンで振り払おうと考え、一歩下がって乙との距離をとりつつ、手に持っていたカバンを上方へと振り上げたところ、ねらい通りカバンは乙の手およびナイフに当たったが、その衝撃でナイフが乙の手を離れて飛んでいき、たまたま通りかかったXの太ももに深く突き刺さった。

2 甲は、Xのただならぬうめき声を聞いてはじめて近くに人がいることに気づくとともに、乙の手を離れたナイフがその者に刺さったかもしれないと考えたが、同人は乙の仲間かもしれない、仮にそうでなくても、もたもたしていれば再び乙からどんな侵害を受けるかもしれないと考え、何事起きたのかを確認することなくその場から逃走した。

3 他方、乙は、ナイフがXの太ももに刺さり大量に出血している様子を見て、このまま放置すればXは失血死するかもしれないと思ったが、119番通報をすると事情を聞かれて面倒なことになることから、Xが死亡することになってもやむを得ないと考え、そのまま立ち去った。その約20分後、Xは、その帰宅が遅いことを心配して探しに来た家族によって発見され病院に搬送されたため一命を取り留めた。

4月号（475号）

1 甲は、5月16日午後9時30分頃、幼児用椅子に座って食事をしていた長男X（当時2歳7か月）に対し、同人の背中を2度平手で叩く暴行を加え、その腹部を前に置いたテーブルの縁に打ち付けさせて腸間膜破裂の傷害を負わせた。

2 同月17日午前0時頃から、Xは、「おえ、おえ。」と言ってえずき始め、吐いては休むことを繰り返した。同日午前2時30分頃、Xが再びえずいたので、甲は、吐くのを助けるために、始めは手を使って10回くらいXの腹部を押し、その後、両膝を使ってXを挟み込む形で5回くらい腹部を押しした。同日午後0時52分頃、甲は、Xが意識を失っていることに気づき、自らXをP病院に搬送したが、同日午後2時54分頃、Xは、創口が38cmに及ぶ腸間膜破裂に伴う出血性ショックにより死亡した。なお、Xには、日頃から、吐き気を催す癖があった。

3 Xが死亡するに至った機序についてのQ医師の鑑定は以下の通りである。(1)腹部に加わった鈍体による強い打撲または圧迫により腸間膜の破裂が生じ、これから持続的あるいは断続的に続く出血により、出血性ショックに陥り、死亡したものと判断される、(2)1の暴行によって長さ38cmの破裂が生じていたとすると、その時点で一次性ショックに陥っていたと考えられるが、そのような経過はないから、その点は否定される、(3)当初の破裂は、挫滅の認められる周囲で、長くても5、6cmぐらいまでのものと考えられる、(4)2のXの腹部を押し行為によって、挫滅を伴う腸間膜破裂を増悪させた可能性が高く、その結果、長さ38cmに及ぶ大きな破裂に繋がったと考えられる、(5)破裂した創口が38cmに広がらなかった場合に死亡したかどうか、あるいは最初の5、6cmの破裂で死亡したかどうかは分からず、5、6cmの破裂であっても、Xに生じた腸間膜破裂は挫滅を伴っているため、出血が長時間にわたって続き、出血多量によって死亡する可能性はあるが、他方で、Xは防御力の強い小児であるから、止血あるいはそれに対応しようという防御機構がかなり働くことからすると、死亡する可能性の程度について一概に言うのは難しい。